

協働ガイドライン

平成 26 年 3 月

総合政策部政策推進室市民自治推進課

目 次

第1章 ガイドライン策定の目的	1	第5章 本市での主な取組事例	8
1 ガイドラインの内容	1	(1) 自治基本条例子ども向け冊子の編集	
2 協働とは	1	(2) 国際交流に係る取組	
(1) 市民が主役		(3) 地区別避難計画の作成	
(2) 時代背景		(4) 災害に関する協定	
3 ガイドラインの目指すもの	2	(5) まちづくりトークの実施	
		(6) みんなの消費生活展	
第2章 協働の考え方	3	(7) 女性に対する暴力をなくす啓発事業	
1 協働のパートナーは様々	3	(8) 資現物の集団回収	
(1) 対等の立場で協力する		(9) レジ袋削減に向けた取組	
(2) 相互理解に努める		(10) 「ゼロごみの日」の取組	
(3) 主体性を尊重する		(11) ステーションパトロール隊による ごみステーションの見回り	
2 情報共有は協働の前提	4	(12) 苫小牧市環境基本計画推進会議による実施事業	
3 提案は協働のきっかけ	4	(13) トマコマイククリーンアップ・サポーター制度に よる施設管理	
第3章 協働の形態	5	(14) 障がい者IT学習支援	
(1) 共催		(15) リーダー養成事業	
(2) 実行委員会・協議会			
(3) 協定			
(4) 事業協力			
(5) 委託			
(6) 補助・助成			
(7) 後援			
第4章 協働の心得	7	第6章 協働Q&A	11
(1) 役割の分担		Q1 協働をどのように推進していくのですか？	
(2) 目的等の明確化		Q2 協働していく上で、大切なことは何ですか？	
(3) 進め方や手法について		Q3 市民と協働するメリットは何ですか？	
(4) 結果の評価		Q4 協働は、経費削減のためですか？	
(5) 相手方の固定化を避ける		Q5 協働を理解するための近道はありますか？	
(6) 協働の経験		Q6 協働で事業を行いたいと思います。 事前にどのような準備をされるといいですか？	
		Q7 協働に興味を持ってくれる市民が少ないので すが、どうしたらいいですか？	
		Q8 協働には、こういった分野がありますか？	

第1章 ガイドライン策定の目的

1 ガイドラインの内容

このガイドラインでは、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市の基本的な考え方や市職員の心構えを示します。協働によるまちづくりを進めていくには、市職員の協働に対する理解が重要です。

ただ、ガイドラインでは、「全ての取組に共通する手順」や、「これが正解」というものを示すことはできません。協働によるまちづくりは、相手方との係わりの中で、事案に適した取組を各担当部署において進めていくものです。協働は、すぐに成果が現れるものでも、取組として次々と進んでいくものでもありません。長期的な視点で、相手方との信頼関係や、協力関係を築いていくよう努めてください。

2 協働とは

協働とは、まちづくりを進めるに当たり、市民と市とが協力して活動していくことです。協働は、単に市の業務を外注することではありません。互いの立場を尊重し、対等の関係で、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

協働によるまちづくりを推進する背景には、市民自治のまちづくりが求められていることや、市民ニーズの変化などが要因としてあります。協働によるまちづくりを推進することは、本市にとっても、今後、一層重要な取組となります。

(1) 市民が主役

市民自治のあるべき姿は、市民自身の考えや行動により責任を持ってまちづくりを進めていくことにあります。まずは、市民でできることは、市民の手で主体的に取り組んでいきます。そして、対応が難しいことについては、地域として取り組んでいきます。地域において解決の難しい課題や非効率な事案については、市を始めとする公共機関で対応していきます。市民自治のまちづくりを進めていく主役は、市民です。

まちづくりを進めるに当たっては、市民自治のあるべき姿を念頭に置いて、市民と市とが、それぞれの役割の下に協力していくことが重要です。

(2) 時代背景

これまで、市をはじめとする公共機関は、公共サービスの担い手として、公益性、公平性の下に、経済や社会の成熟と共にその分野を広げ、業務を拡大してきました。

しかし、経済や社会が成熟した今日、人々の生活様式や価値観が大きく変化したことで、公共サービスに対する市民ニーズも、多様化、高度化してきました。こうした市民ニーズの変化や、少子高齢化社会の到来、厳しい財政状況などの時代背景

を踏まえると、市だけで公共サービスを担い、市民ニーズに対応していくことは難しい状況にあります。

こうした時代背景にある中、既に様々な市民団体が、これまで公共機関のみが担ってきた分野や公共機関では対応できない分野に、活動の領域を広げており、福祉や青少年育成などで実績を上げています。

3 ガイドラインの目指すもの

これまで、様々な分野のボランティア、市民活動を行う団体、市内にある80を超える町内会、社会貢献活動に取り組む企業は、それぞれの責任において自主的な活動を行い、まちづくりに貢献してきました。

このガイドラインでは、協働の取組を進めることにより、こうした市民の自主的な活動や、市民の知恵や技術、経験などをこれまで以上にまちづくりに活かしていくことを目指します。そして、それぞれがそれぞれの役割を担う中で協働の取組を広めていき、「市民であることが誇りに思えるまち」を築いていくことを目指します。

第2章 協働の考え方

1 協働のパートナーは様々

地域社会は、そこに暮らす住民や企業、通勤や通学する人など多くの市民により形成されています。本市では、ボランティアとしての個人、組織的に活動するグループや団体、町内会のほか、NPOや企業も含めて、まちづくりを進めるパートナーとして捉えています。

協働は、それ自体が目的ではなく、目的を達成するための手法の一つです。協働の際には、「なぜ、その相手方と協働するのか。」、「相手方にその事業を遂行する能力があるか。」、「協働することで何を実現させたいのか。」を考えなければなりません。

(1) 対等の立場で協力する

協働のパートナーには、それぞれに活動目的、規模、資源、経験、特技、考え方、取組方法に特徴があります。

ボランティアとしての個人は機動性に優れており、グループやNPOなどの団体は課題に対して組織的に対応できるという特性があります。

また、町内会や自治会は、安全に暮らすための活動や地域の課題への対処、住人の親睦を図る活動や地域の活性化など、様々な活動を継続してきました。

企業は、社員ボランティア制度や資金助成などによる市民活動支援や、企業の持つ文化や風土、専門的技術力を地域社会に還元する活動などを展開しています。

そのため、協働の実施に当たっては、それぞれの役割や責任に応じ、当事者として対等な関係で協力することが大切です。

(2) 相互理解に努める

協働は、互いの特性を理解した上で長所を活かし、補い合いながら協力していくものです。つまり、双方の良いところを持ち寄って、一緒に良いまちにしていこうということです。

市としての立場や仕組みを相手方に理解してもらうことは大切なことです。しかし、市の理論を押し付けるようであってははいけません。

(3) 主体性を尊重する

協働に当たっては、相手方の主体性を尊重することが大切です。市民には、専門的な知識、技術や地域に密着したきめ細やかな活動経験などがあります。様々な特性を生かしながら主体性が発揮されるからこそ、市だけでは手が届かない分野やニーズに対応していくことが期待できます。

2 情報共有は協働の前提

協働の前提として、市民との情報共有が必要となります。情報共有とは、市民や市が把握している課題やニーズ、市政に関係することについて、互いに発信したり説明して情報を共有することです。特に、市の保有している情報は、市民に代わって管理を任されている情報です。そのため、市は、積極的に情報を発信する必要があります。

市民がまちづくりについて考え活動するときには、これらの情報が市民の手元にあることが重要です。なぜなら、これらの情報がなければ、円滑に協働を進めることが難しくなってしまうからです。

情報共有に当たっては、次のことを念頭に置いて進めてください。

- ・ お役所言葉や専門的な用語は、一般的な言葉に変換してください。
- ・ 事案の結論だけでなく、結論に至った流れについても説明してください。
- ・ 市民が必要とする状況に合わせ、情報発信方法を工夫してください。
- ・ 市民が発信する情報を把握するように努めてください。

3 提案は協働のきっかけ

協働を始めるきっかけの一つとして、市民からの企画や代替の提案があります。直接、担当部署に企画が持ち込まれることも、広聴事業を通じて、メールや投書で提案が寄せられる場合もあります。

市政への企画や代替の提案が寄せられた際には、次の点に留意してください。

- ・ 提案に至った背景を十分調査し、「どうやったら実現できるか。」「どんな支援ができるか。」について、積極的に検討することが必要です。
- ・ 内容によっては、提案に沿うことができないこともあります。その場合には、理由を分かりやすく説明しなければなりません。
- ・ 提案に沿うことができなくても、市政運営の参考とするため、提案のやりとりの中で把握した課題やニーズについて、整理するよう努めてください。

第3章 協働の形態

協働を進めるに当たり、どのような形態を選択するかについては、各担当部署における事案の内容や趣旨に応じて具体的に検討していきます。

協働には、次に示すような様々な形態があります。次に示す形態が、協働の全てではありません。また事業によっては、複数の協働形態を採る場合もあります。そのため、事案に応じて、柔軟に実施していく必要があります。

(1) 共催

市民と市とが共に事業主体となり、事業の企画や実施を協力して行う形態です。フォーラムの開催など多くの人を集める事業で、よく採用される形態です。

経費負担や社会的責任については、双方にあることを念頭に置いてください。

(2) 実行委員会・協議会

市民と市とが資金や人的資源を出し合って新たな組織を設立し、その組織が主催者となって取り組む形態です。

実行委員会はイベントの開催や特定の課題に対する情報発信のために結成されるなど、期間を限定した組織であることが多い形態です。また、協議会は、専門性が求められる課題、当事者間の課題解決への活動、関係機関との連携や調整などに対応するため、常に組織されていることが多い形態です。

(3) 協定

市民と市とが共通の目的を果たすため、それぞれの役割など協議をして定め、協力し合う形態です。

災害時の物資提供や施設利用についての企業との協定、ごみの減量化に向けたスーパーとの協定、ボランティア団体とのパートナーシップ協定など、近年、事案が増えています。

(4) 事業協力

市民と市とが互いの特性を活かし、一定期間、継続的な関係で協力して事業を行う形態です。市民が中心的に実施する事業に対し、市が補完的に協力します。

（５）委託

市が行うよりも効率的・効果的に実施できる事業について、その全部又は一部を委託する形態です。事業における最終的な責任については、市にあります。

相手方は、安上がりの下請けではありません。協働の対等なパートナーであることを念頭に置き、相手方の特性が十分に発揮されるよう、委託の内容を検討してください。

（６）補助・助成

市民が行う事業に対し、市が補助金等で財政支援する形態です。財政支援は、相手方との共通の目的を達成するための手段です。財政支援することで、相手方との関係が損なわれることのないよう注意が必要です。

財政支援を行う場合は、期限や用途の制限を設けるなど、将来的に相手方の自主性や自立性を阻むことのないようにしてください。

（７）後援

市民が主催する事業に対して、市が外部的に支援し後援者として名を連ねることです。後援により社会的信頼が高まることや、市民の理解や関心が促進されることが期待されます。財政的な支援等はありません。

後援名義を使用させるかどうかは、市民が主催する事業が本市の施策の推進に寄与すると認められるかどうかにより判断する必要があります。

また、次の項目に当てはまる場合は、後援名義を使用させることは適切ではありません。

- ・ 営利や私的な利益を目的としている。
- ・ 特定の市民のみを対象としている。
- ・ 安全上及び公衆衛生上の適正な措置が講じられていない。
- ・ 宗教的又は政治的色彩を有している。
- ・ 公序良俗に反する。
- ・ 法令に違反するおそれがある。
- ・ 社会的な非難を受けるおそれがある。

第4章 協働の心得

協働を取り入れる際には、各担当部署において所管する事業や業務のどの部分にどのような取り入れ方ができるか、話し合ってください。まずは、できるところから始めてみることです。市民の関心が高い部分から試行することも有効です。

協働で事業を実施するに当たっては、次のことを踏まえて進めてください。

(1) 役割の分担

双方の役割を明確にし、「市にできること、できないこと。」についても明確に伝えてください。相手方が主体的に力を発揮できるよう工夫し、不得意なところは補い合うように心掛けてください。

(2) 目的等の明確化

協働事業の目的、計画、経費、期間、責任の所在を明確にしてください。事業を進める上での作業手順がある場合は、互いに確認した中で進めてください。

(3) 進め方や手法について

進め方や手法については、進捗等の状況に応じて、相手方と相談しながら柔軟に対応してください。

事業期間が長期に及ぶ場合は、随時、互いに進捗状況を確認してください。

(4) 結果の評価

協働による一連の取組が終了した時には、相手方からの意見や感想を聴き、得られた効果や実績を具体的に評価してください。

また、協働により進めた事業の経過や結果について整理し、今後の取組につなげてください。もし、上手くいかなかった部分があったとしても、協働の取組を改善するための大切な事例になります。

(5) 相手方の固定化を避ける

協働事業の相手方が特定の団体や個人に固定化しないよう、一定期間ごとに見直しを行うなど、多様な主体と取り組むように努めてください。

(6) 協働の経験

協働の考え方については、まだ十分に浸透していない現状にあります。市民は協働に慣れていないということを念頭に置くことも大切です。

協働の経験を積み重ね、長期的な視点で取り組んでいくよう努めてください。

第5章 本市での主な取組事例

(1) 自治基本条例子ども向け冊子の編集（市民自治推進課）

市民自治のまちづくりを推進する自治基本条例を幅広い世代に周知するために、子ども向け冊子の編集を編集ボランティアと行いました。

編集作業を通じて、市民からの視点を得ることができました。

(2) 国際交流に係る取組（市民自治推進課）

個人や団体とともに事業を実施し、市民の国際理解を推進しています。

国際交流関係団体にはぐる〜り World 交流会の運営で、国際交流ボランティアには外国人対象日本語教室の講師や海外から来訪者があった際のホームステイの受け入れなどの協力を得ています。

また、在住外国人が事業に参加し市民とふれあいを持つことは、本市の国際化に繋がっています。

(3) 地区別避難計画の作成（危機管理室）

津波被害から命を守るため、一人ひとりが防災意識を高め、助け合い、迅速に避難するための計画を作りました。この地区別避難計画は、津波の浸水が予測される区域内の町内会を通じ、住民と市とが協力して作成したものです。

(4) 災害に関する協定（危機管理室）

市内の企業や学校などと、津波一時避難施設としての使用について協定を締結しています。他にも、災害時の飲料提供の協定や、避難看板の寄贈といった実績もあります。

(5) まちづくりトークの実施（市民生活課）

「魅力ある地域づくりのために～市と町内会との協働について～」と題し、苫小牧市町内会連合会との共催で実施しました。

まちづくりトークでは、講師による町内会活動に関する先進事例紹介などの講演や、町内会関係者、市民、市長を交えての意見交換を行いました。また、町内会の加入促進に向けた取組や協働による魅力ある地域づくりの実現に向けた課題等について考えました。

(6) みんなの消費生活展（安全安心生活課）

消費者活動関連団体や福祉団体等の出店、苫小牧消費者協会の寸劇、音楽同好会等によるステージ参加などの協力を得て、開催しています。

暮らしに役立つ知識や情報を提供し、消費者意識の高揚を図っています。

(7) 女性に対する暴力をなくす啓発事業（男女平等参画課）

DV（配偶者などからの暴力）防止活動や被害者支援に取り組んでいる団体やNPOと協力し、DV防止に関する啓発リーフレットを作成しました。作成したリーフレットについては、市内各公共施設などの女性用トイレに設置しました。リーフレットの補充は、団体の会員が担当しています。

トイレの個室に設置することで、人目を気にすることなくリーフレットを持ち帰ることができます。

(8) 資源物の集団回収（減量対策課）

ごみの減量化及び資源の有効活用を目的に、集団回収を推進しています。資源回収登録団体には、町内会、老人クラブ、学校、PTA、各種同好会、児童センターなど200を超える団体があります。

地域の人たちや利用者と協力して実施しており、年々活発になっています。

(9) レジ袋削減に向けた取組（減量対策課）

ごみの減量化や環境負荷軽減のため、関係団体から協力を得て、レジ袋無料配布中止、マイバッグ持参運動を行っています。取組に当たっては、消費者団体や市内スーパー等の事業者と自主協定を結んでいます。

(10) 「ゼロごみの日」の取組（清掃事業課）

環境美化と清掃意識の高揚を目的に、全市的に春と秋の年2回、地域清掃を実施しています。町内会、企業、学校、その他団体の協力で、町ぐるみの清掃活動として定着しています。

(11) ステーションパトロール隊によるごみステーションの見回り（清掃事業課）

各町内会の協力を得て「ステーションパトロール隊」を編成し、ごみステーションの見回りを行っています。平成25年7月から家庭ごみの有料化が始まったことに伴う取組です。

ステーションパトロール隊は、適正なごみの排出方法の啓発や、排出状況の良くないごみステーションの調査、ごみ分別方法の助言などを行っています。

(12) 苫小牧市環境基本計画推進会議による実施事業（環境保全課）

環境基本計画を推進するため、市、事業者、市民の三者で会議を構成し、事業の企画及び実施に向けた実践的な行動を例年行っています。

平成25年度は、環境保全の取組を紹介してもらう「エコ推進企業見学ツアー」、

森林保全の枝払いといった「苫東・和みの森づくり体験」、保温調理など省エネにつながる料理方法を体験する「エコ・クッキング教室」などを実施しました。

(13) トマコマイククリーンアップ・サポーター制度による施設管理（緑地公園課他）

道路、公園、パークゴルフ場など一部の公共施設について、地域住民や企業のボランティアによる清掃や管理が行われています。実施に当たって、担当箇所指定や、ごみ袋の提供、保険の加入などについて合意書を交わしています。

(14) 障がい者IT学習支援（生涯学習課）

生涯学習推進の一環として、障がい者団体との共催で、心身障害者福祉センターの協力を得て、障がい者パソコン教室を開催しています。パソコン教室では、1対1での操作支援を実施しています。操作支援に当たっては、ボランティア団体とのパートナーシップ協定による協力を得ています。

(15) リーダー養成事業（青少年課）

ボランティア、地域振興、野外活動などを通じて一定の単位を取得するとリーダーに認定する事業を実施しており、積極的に社会参加するたくましい青少年を育成することを目的としています。

実施に当たっては、子どもの健全育成を目的に活動している苫小牧市子ども会育成連絡協議会の後援を受けています。苫小牧市子ども会育成連絡協議会が主催する子ども会交流会、スポーツ交流会、カルタ大会、子ども芸術祭などの事業についても認定事業としています。

第6章 協働Q&A

Q1 協働をどのように推進していくのですか？

協働の取組は、このガイドラインや各種事例を参考にし、各担当部署において主体的に取り組むこととなります。

まずは、取組やすい形態から実績を積みましょう。相手方との関係を保ちながら、少しずつ協働の分野や相手方の輪を広げていくようにしてください。

最初は、難しいと感じるかもしれません。しかし、まずは「やれることからやってみる」という姿勢で協働に当たることが大切です。

Q2 協働していく上で、大切なことは何ですか？

これまでの協働の事例を参考にしたり、相手方と情報交換をするなど日頃から関係を築いておくことが大切です。そして、何より大切なのは、相手方の立場に立って考える姿勢です。共通の目的の下に協働していくとしても、活動目標としているところ、組織体制、取組姿勢などは相手方によって様々です。相手方の特性を踏まえて、互いに力を発揮できるように工夫していきましょう。

Q3 市民と協働するメリットは何ですか？

市民と協働することで、事業成果を向上させることや、市だけでは対応できない課題やニーズに対応していける可能性が広がります。

市民にとって、地域への愛着が一層深まったり、やりがいや達成感が得られるといったメリットがあります。また、市にとっては、市民協働を通じて新たな視点や発想を得られるといったメリットがあります。

市民との協働については、手間や時間がかかることもあります。しかし、丁寧に意思疎通を図り、関係を構築していくことは、協働によるまちづくりを進める上で大切なことです。

Q4 協働は、経費削減のためですか？

確かに、協働に取り組むことで、結果的に経費の削減につながることもあります。しかし、経費の削減は結果として生じるものであって、協働の目的ではありません。

協働の目的は、市民と市とが協力してまちづくりを進めることにあります。ですから、経費の上では市だけで行う場合と変わらないこともあります。

協働を進めることで、より市民の意思が反映できることや、多様な主体に活動が広がっていくということが重要です。

Q5 協働を理解するための近道はありますか？

協働を理解する近道は、実際に市民が活動をしている現場に出て行くことです。そして、職員も1人の市民として、一緒に汗を流すことです。地域には、町内会活動、子どものPTA活動、ボランティアなど様々な活動の場があります。町内会や自治会は、地域住民であれば誰でも加入できる、基礎的な住民組織です。まずは、身近な取組から始めてみましょう。

市民と共にまちづくりの実績を重ねていくことで、新たなひらめきや視点が芽生え、日常の業務にも良い影響がもたらされることでしょう。

Q6 協働で事業を行いたいと思います。 事前にどのような準備をするといいですか？

市民との情報共有が、協働の第一歩です。ホームページなどを通じて、積極的に情報発信を行いましょう。事案によっては、関係する団体に直接情報を届けることも有効です。

また、情報収集のアンテナを高く上げておくことも重要です。市民ニーズや各種団体の活動など、情報の把握に努めてください。そして、各事業のどの部分に協働を取り入れることができるか検討してください。まずは、できるところから始めましょう。

Q7 協働に興味を持ってくれる市民が少ないのですが、 どうしたらいいですか？

その分野での市民活動に興味を持つ人が増えるよう、実施する事業に関連した講座を開催するといった取組も大切なことです。できることからはじめ、少しずつ協働できることを増やしていきましょう。

Q8 協働には、こういった分野がありますか？

協働には、高齢者や障がい者などの福祉、地域にある施設の管理や防災、環境美化などのまちづくり、教育、文化・スポーツなどの生涯学習、国際交流といった幅広い分野があります。

当事者性を重視したきめ細かい対応が求められる分野

- ・ 高齢者支援
- ・ 障がい者支援
- ・ 子育て支援

地域社会の主体的な取組が求められる分野

- ・ 公園やコミュニティー施設の管理運営
- ・ 防犯や防災
- ・ ごみの減量化や植樹などの環境保全
- ・ 花壇作りなどの美化活動

多様な主体の参画が求められる分野

- ・ 補習のサポートなどの教育支援
- ・ 芸術や文化活動
- ・ お祭り
- ・ 各種スポーツの大会
- ・ 国際交流

状況に応じて迅速な対応が求められる分野

- ・ 災害時のボランティア活動

この他にも、市の基本的な計画や事業の策定など市民との合意形成が必要な分野や、新たな分野も協働の分野として考えられます。

協働にふさわしい分野については、画一的に決めるものではありません。社会の変化や市民ニーズに合わせ、柔軟に捉えていくものです。ただし、宗教活動・政治活動を目的とする事業や公益を害するおそれのある活動は、協働の分野として適しません。